

有明海ガザミ広域資源管理方針の概要

1 資源の現状及び広域資源管理の必要性

有明海におけるガザミの資源水準は低位、動向は横ばい傾向と考えられる。

有明海に広く分布回遊するガザミは、複数県の漁業者が利用・管理する資源であることから平成 24 年度(2012 年度)以降も、関係漁業者、関係県及び国が、資源回復計画同様に連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが重要である。

2 広域資源管理方針の目標

抱卵ガザミ及び小型ガザミの保護を行うとともに、採捕禁止期間の設定並びに積極的な資源培養措置により、資源の減少傾向を抑制し、現状の資源水準の維持・回復を図ることを目標とする。

3 対象漁業

刺網漁業、かご漁業、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業等

4 広域資源管理のために講じる措置

(1) 抱卵ガザミ（黒デコ）の保護

抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保する。

(2) 小型ガザミの再放流

小型ガザミの保護のため、関係する全ての漁業・地区において、全甲幅長12cm以下のガザミは直ちに再放流することとする。

(3) 採捕禁止期間の設定

抱卵ガザミ保護のため、産卵期間（6月～8月）のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミ採捕を禁止する。

(4) 資源の積極的培養措置

関係県は、健全種苗及び適地への種苗放流を実施する。

(5) 漁場環境保全

漁場清掃等を実施する。

5 「ガザミ広域資源管理検討会議」の設置

ガザミ広域資源管理検討会議の構成員は、関係県、関係県漁業者代表、水研、九調（事務局）とし、本会議では広域資源管理方針を作成・見直し等を行い、広調委への報告等は九調（事務局）が行う。

6 広域資源管理方針の取扱いと実施期間

広域資源管理方針は、関係県（関係漁業者）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長が立会人となる。

また、実施期間については、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとし、必要に応じて見直しを行う。

7 広域漁業調整委員会指示

漁獲努力量の削減措置（3）については、実効性を担保するため広域漁業調整委員会指示を行う。

有明海ガザミ広域資源管理方針

1 資源の現状と広域資源管理の必要性

(1) 資源の特性と資源水準等の現状

① 資源の特性

ガザミは、波の穏やかな内湾の水深30mほどまでの砂泥域に生息し、夜行性で昼間は砂泥の中に潜っているが、餌をとるために夕方から朝方にかけて浮上したところを漁獲される。食性は海藻なども食べるが、肉食性が強く、小魚、ゴカイ、貝類など、いろいろな小動物を捕食する。寿命は、雄で1年半、雌で3年と推定されている。

主な産卵場所は、有明海湾央・湾口部、湾外（橘湾）であると推定され、産卵時期は5～10月（盛期は6～8月）で、年3回程度産卵するものと考えられる。産卵からふ化するまでの期間は2～3週間程度で、ふ化後はゾエア幼生期（約1mm）からメガロパ幼生期（約2～3mm）の通常2～4週間の浮遊期間を経て稚ガニ（約4～5mm）に変態する。干潟域に着底した稚ガニは5cm程度までに成長すると干潟から離れ、水深5m位に生息域が拡大する。水温の下降とともに摂餌活動を停止して深所へ移動し、越冬する。

「一番仔」と言われる春生まれのガザミは秋までには全甲幅長15cm前後の成体となり繁殖に加わるが、夏生まれの「二番仔」が成体になり繁殖に加わるのは翌年である。

② 資源水準の現状と漁獲量の推移

ガザミは、市場（漁協）を通さない自主流通があること等詳細な漁獲実態の把握は十分ではない面があるが、有明海のガザミの漁獲量は年変動が激しいものの、農林水産統計年報によると漁獲量は、昭和50年(1975年)以降増減を繰り返しながら、昭和60年(1985年)には最高の1,781トンとなり、その後徐々に減少し、平成12年(2000年)には過去最低の142トンとなった。平成14年(2002年)には338トンまで回復したものの、平成15年(2003年)から平成20年(2008年)は200トン前後で推移している。

漁獲量（農林水産統計年報）及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位であると考えられる。

注：『有明海』とは、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」第2条で定義する海面をいう。

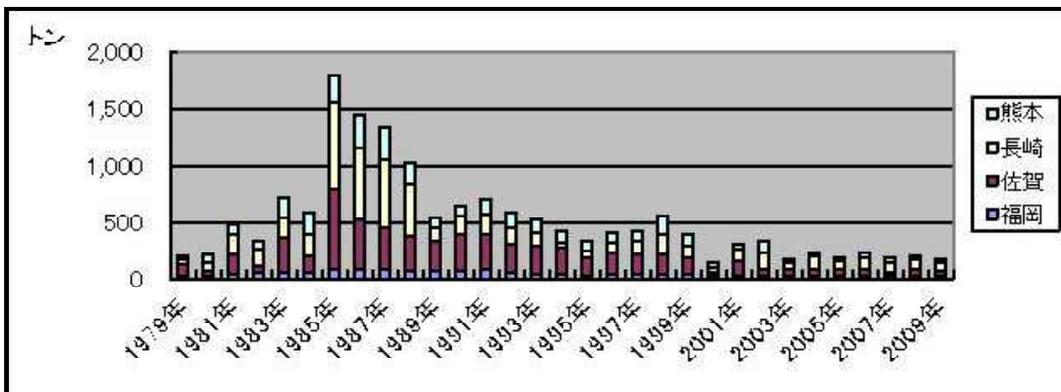


図1 4県（有明海）のガザミ類漁獲量の推移 農林水産統計年報より

(2) 広域資源管理の必要性

平成20年度(2008年度)から資源の回復を図るため「有明海ガザミ資源回復計画」に取り組んできたところであるが、ガザミ資源は依然として低位水準であると考えられるため、継続した取り組みが不可欠となっている。

ガザミは有明海に広く分布回遊し、複数県の漁業者が利用・管理する資源であることから資源回復計画が終了した平成24年度(2012年度)以降も、関係漁業者、関係県及び国が、資源回復計画同様に連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが重要である。

2 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

有明海におけるガザミは、刺網漁業を主体に、かご漁業、小型機船底びき網漁業、たも網及びその他のすくい網漁業等によって漁獲されている。

表1 県別・漁業種類別許可隻数の推移

県名	漁業種類	管理区分	許可隻数(2010年)
福岡県	固定式さし網漁業	知事許可漁業	200
	かご漁業	共同漁業権漁業	12
佐賀県	固定式刺網漁業	知事許可漁業	232
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	11
長崎県	かにさし網漁業	共同漁業権漁業	369
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	361
	小型機船底びき網漁業	知事許可漁業	32
	たもすくい網漁業	自由漁業	75
熊本県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	121
	かご漁業	知事許可漁業	66
	たもすくい網漁業	自由漁業	不明

各県からの報告による

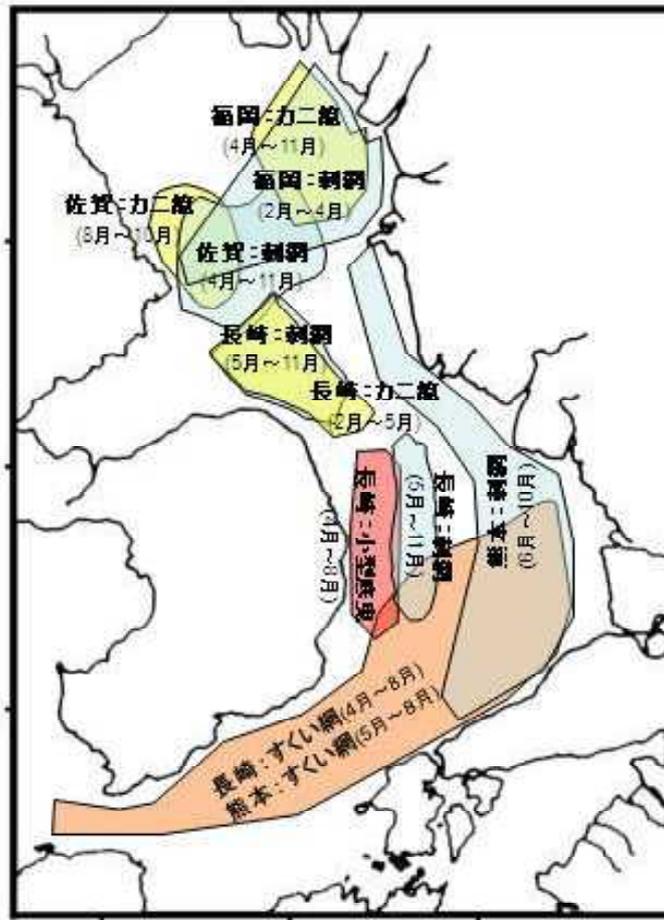


図2 漁業者聞き取りによるガザミの漁法別漁場分布図及び主漁期

② 漁獲金額の推移

表2 4県（有明海）のガザミ類生産額の推移

単位：万円

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
福岡県	3,302	3,743	3,431	3,046	2,769	2,712
佐賀県	6,655	6,704	6,217	3,272	4,501	3,640
長崎県	10,352	8,864	11,977	9,515	9,846	8,916
熊本県	4,279	4,354	5,227	4,495	3,953	3,258

農林水産統計年報より

注：生産額は、海区ごとの統計がないため生産量を基に按分し算出。

③ 漁業形態及び経営の現状

有明海におけるガザミを漁獲対象としている漁業は、家族経営体で営まれる刺し網漁業、かご漁業等（表1参照）であるが、そのほとんどは3～5トンの漁船に2人（夫婦が多い）が乗り込んで操業する形態の漁業である。

漁業操業の形態は、ガザミのみを漁獲する、いわゆる専門者は少なく、潜水器漁業、タコ漁業、その他の刺網、ノリ養殖等各種漁業との兼業で周年操業体制をとっているが、ノリ養殖以外の漁業も不安定で、漁業経営は非常に厳しい状況にある。

④ 消費と流通の現状

漁獲されたガザミの大部分は地元の市場にすべて「生き」扱いで水揚げされ、小売店やスーパーに出荷されている。また、漁業者から直接飲食店等へ流通するものもあることが知られている。最終消費地は約7割が県内消費であり、残りの2～3割が隣接県に出回っているものと推測される。

ガザミの平均価格は個体形質（甲羅の触診）によって異なっている。また、すべての個体形質で出荷サイズが大きいほど価格が高い傾向が見られる。販売方法では4割以上が1尾丸売りが占めており、価格は、盆と漁獲が少ない年末に高く、また、雄は夏場が高く、雌は冬場が高い。

佐賀県太良町では「竹崎ガニ」、長崎県では「有明ガネ」や「たいらガネ」の名称で、ガザミのブランド化を図るとともに、直売会等のイベントにも積極的に取り組んでいる。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

有明海のガザミを漁獲対象とした刺網漁業、かご漁業、小底漁業は知事許可漁業及び共同漁業権漁業として管理されているが、長崎県と熊本県で行われているたも網その他のすくい網漁業は自由漁業である。

また、資源回復計画において抱卵ガザミの保護及び小型ガザミの再放流を行っている。

さらに、有明海においては、抱卵ガザミの保護のため、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕禁止について、広域漁業調整委員会指示をしている。

② 遊漁の規制

遊漁によるたも網その他のすくい網によるガザミの採捕があることから、有明海においては、抱卵ガザミ保護のため、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕禁止について、広域漁業調整委員会指示をしている。

③ 資源の積極的培養措置

関係県により積極的な種苗放流が実施されている。

表3 ガザミ種苗放流実績（有明海）

単位：千尾

県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福岡県	348	407	697	438
佐賀県	2,529	1,714	1,792	3,923
長崎県	410	636	644	632
熊本県	625	850	984	855
合計	3,912	3,078	4,117	5,848

④ 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっていることから、育成場の環境改善、さらには漁場としての生産力の回復を図るため、海底耕うん、覆砂等が実施されている。

3 広域資源管理方針の目標

資源水準が依然として低位であることから、漁業経営への影響等を考慮しながら、抱卵ガザミ及び小型ガザミの保護、採捕禁止期間の設定並びに積極的な培養措置を行うことにより、資源の減少を抑制し、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図ることを目標とする。

4 広域資源管理のために講じる措置

平成20年度(2008年度)の資源回復計画からガザミを採捕する関係者が実施している漁獲努力量の削減措置を継続して実施し、必要に応じて見直しを行うこととする。

(1) 漁獲努力量の削減措置

① 抱卵ガザミ(黒デコ)の保護

抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保する。

② 小型ガザミの再放流

小型ガザミの保護のため、関係する全ての漁業・地区において、全甲幅長12cm以下のガザミは直ちに再放流することとする。

③ 採捕禁止期間の設定

抱卵ガザミ保護のため、産卵期間(6月～8月)のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミ採捕を禁止する。

(2) 資源の積極的培養措置

より一層の資源の回復を図るため、関係県による積極的な種苗放流を実施するとともに、関係県の連携・協力による海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に取り組む。

(3) 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっており、育成場の環境改善、さらには漁場としての生産力の回復を図るため、海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。

(4) その他

上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区については、引き続き資源管理の取組が後退することのないように努める。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本方針に基づく有明海におけるガザミ採捕禁止期間の設定については、実効性を担保するために、広域漁業調整委員会は、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく広域漁業調整委員会指示をする。

6 広域資源管理のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

広域資源管理方針の実施に伴う休漁等による漁業経営に与える影響を緩和するための支援措置として、資源管理・漁業所得補償制度の活用を図る。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

国及び県は、4の(2)の措置を積極的に推進する。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

国及び県は、4の(3)の措置を積極的に推進する。

7 広域資源管理の実施に伴う進行管理

(1) ガザミ広域資源管理検討会議の設置

① 本会議は、有明海に広域に分布回遊するガザミの広域資源管理を関係漁業者、関係県等が連携・協力して実施するため、関係県漁業者代表、関係県行政・研究機関、水産研究所、九州漁業調整事務所が一堂に会して、資源水準、漁業経営等を踏まえた「広域資源管理方針」の検討、作成及び見直しを行うことを目的とした「ガザミ広域資源管理検討会議」を設置する。

② 構成員は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び関係県漁業者代表、西海区水産研究所、九州漁業調整事務所とする。

③ 事務局は、九州漁業調整事務所とする。

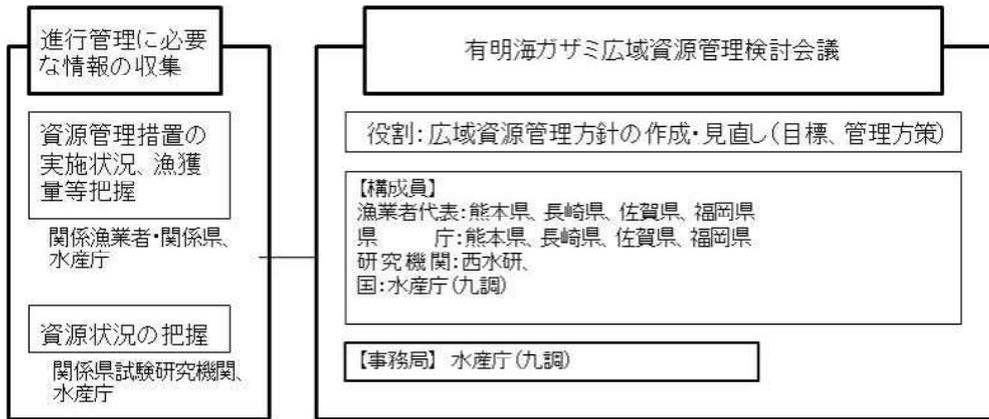
④ 構成員以外の県等の会議出席については、本会議の構成員で協議する。

(2) 進行管理に必要な情報の収集

① 関係漁業者、関係県及び水産庁は、資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行う。

② 水産庁と関係県は連携して、資源状況の把握を行う。

(3) 進行管理に関する組織体制



8 広域資源管理方針の取扱い

- (1) 有明海ガザミ広域資源管理方針は、関係県（関係漁業者）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長を立会人とする。また、広域資源管理方針は、広域漁業調整委員会へ報告する。
- (2) 有明海ガザミ広域資源管理方針は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとし、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 広域資源管理方針は、県資源管理指針に反映させる。